

さくら通信11月号

2024年11月
No.239

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

東京出張



少し前になりますが、東京へ出張したときのことで。以前勤めていた監査法人の先輩と会いました。10年ぶりということもあり、近況をはじめとして、仕事の悩みなど色々話をしました。当時は厳しい先輩でして、ついていだけで精一杯だったのですが、本当に様々なことを勉強させてもらい、会計士としての基礎を叩き込んでいただきました。

10年が過ぎて、今はお互いに別のところで仕事をしているわけですが、話をすることで大変刺激になりました。また、同じような場を設けられたらなあと思っています。

(孝志洋)

災害等にあったときの税務

昨今、地震や豪雨災害といった大規模災害への備えが益々重要となってきたことから、災害発生時の税務について、代表的な制度を簡単にまとめました。



(1) 申告などの期限の延長・納税の猶予

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。

また、災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けることもできます。例えば、損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税は、納期限から1年以内の納税猶予を受けることができます。

(2) 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

(3) 所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

雑損控除と災害減免法は対象資産や軽減額に差異がありますので、いずれか有利な方を選択することになります。

(4) 災害により被害を受けた場合の法人税の特例

災害により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税等が還付される場合があります。

(5) 災害により被害を受けた場合の消費税の特例

簡易課税制度の適用(または不適用)について、当該災害等の生じた日の属する課税期間から適用(または不適用)を受けることができます。

(大寺)



資産税係 災害を受けた時の相続税の取扱い

特定非常災害を受けた場合、相続税には申告期限の延長、減免といった税制上の措置があります。

※「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害として政府が指定した災害をいいます。令和6年能登半島地震も指定されています。



1. 特定土地・特定株式については、取得時の時価によらず、災害発生直後の価額によることのできるため、税負担を軽減できる可能性があります。

※「特定土地」とは、災害により甚大な被害を受けたと財務大臣が指定する地域にある土地をいいます。

※「特定株式」とは、災害により甚大な被害を受けた地域内にあった動産、不動産、不動産の上に存する権利および立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等(上場株式等を除く。)をいいます。

2. 相続等により取得した財産が、災害によって被害を受けた場合、一定の要件を満たせば、相続税が減免されます。

(坂田)

社会保険 最低賃金 11月1日から改定

徳島県最低賃金が変わります

令和6年11月1日から 時給 **980**円

- パート、アルバイトの方(学生)もすべての人に適用されます。
- 一部の製造業には、徳島県最低賃金とは別に特定最低賃金が定められています。
 - ✓ 対象賃金 → 毎月支払われる**基本的な賃金**
 - ✓ 地域別と特定が同時に適用される場合 → 高い方の賃金
 - ✓ 月給・日給制の場合は、時間換算をして時給額でチェック



★対象とならない賃金

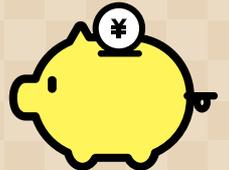
- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当、見舞い金など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 時間外割増・休日割増賃金・深夜割増賃金
- (4) 諸手当のうち精皆勤手当・通勤手当・家族手当(一律に支給されるものを除く)

(坂尾)

会計制度 固定資産の減損⑥ STEP3 減損損失の認識の判定

今回よりSTEP3 減損損失の認識の判定について説明します。

STEP2 減損の兆候の把握では、会社の全事業資産について、減損の兆候の有無を指標として、粗くふるい分けをしました。減損要否の2段階目のステップである「認識」では、絞られた減損候補資産について、「モトがとれるか」の回収可能性テストを実施し、「本当に減損処理が必要か」を決定します。



回収可能性テストでは、「時間価値等考慮前の将来キャッシュ・フロー」と「資産グループの簿価合計額」を比較し、「時間価値等考慮前の将来キャッシュ・フロー」が「資産グループの簿価合計額」より小さい場合、減損を認識します。

時間価値等を考慮していない将来キャッシュ・フローを「割引前将来キャッシュ・フロー」といいます。割引前将来キャッシュ・フローは、時間価値等を考慮する場合より大きい数値となりますが、算定の事務負担が小さいというメリットがあります。

また、将来キャッシュ・フローとは、事業に直接的・間接的に関連するキャッシュである営業キャッシュ・フローと資産を処分する場面で発生する資産の売却収入や処分費用の合計をいいます。

(孝志茜)



事業保障などの目的で法人向けの保険に加入している会社は多いと思います。支払う保険料の取扱いについて2019年に改正が行われました。改正の対象は2019年7月8日以降、新たに契約した保険からとなります。これから保険の種類ごとの経理処理を掲載していきたいと思います。

※定期保険の経理処理

定期保険は解約返戻率が最も高い割合（最高解約返戻率）に応じて、支払保険料の経理処理が次の4つに区分されます。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取り崩し期間
50%以下	全額損金算入		
50%超70%以下	保険期間の当初40%の期間を経過する日まで	当期支払保険料の40%	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間終了の日までの期間で均等に切り崩して損金計上
70%超85%以下		当期支払保険料の60%	
85%超	A: 保険期間の開始日から最高解約返戻率となる期間の終了の日まで B: Aの期間経過後において「当期解約返戻金増加額 ÷ 年換算保険料」が70%を超える期間	● 保険期間の当初10年を経過する日まで 当期支払保険料 × 最高解約返戻率 × 90% ● 11年目以降 当期支払保険料 × 最高解約返戻率 × 70%	解約返戻金がいちばん高い金額になったあと保険期間終了の日までの期間で均等に切り崩して損金計上

(さくらビジネス)

医療係 後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養

令和6年10月1日から、患者が「後発医薬品(ジェネリック医薬品)ではなく先発品(長期収載品)を使いたい」と希望した場合には、両者の差額の4分の1相当を患者自身が負担する仕組み(選定療養)が導入されました。

この仕組みは、「院外処方」(医療機関で処方箋を発行⇒薬局で調剤)だけでなく、「院内処方」(医療機関の外来で、医療機関自ら医薬品を交付する)でも適用されますが、「入院患者」は対象外となります。

さらに価格差の4分の1相当の料金は消費税課税対象となります。

厚生労働省のウェブサイトにも特設サイトが開設されています。

関連する告示や通知、事務連絡等が掲載されていますので、ぜひ一度ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html



(大下)

11月の社会保険労務

■ 12月2日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 年金の日(11月30日)
- ※ ねんきん月間
- ※ 建設雇用改善推進月間
- ※ 人材開発促進月間
- ※ 労働保険適用促進月間



11月の税務

■ 11月11日

1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 11月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

■ 12月2日

3. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
5. 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
6. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
8. 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 11月中において都道府県の条例で定める日

11. 個人事業税の納付(第2期分)

※ 税を考える週間…11月11日～17日



研修会・懇親会

好評のうち
終了いたしました!!

★ 研修会 講師のご紹介

- 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子氏
- 株式会社 日本M&Aセンター 中四国支店長 小川 洋輝氏

★ 懇親会 アトラクション

KOMA Ensemble(コマ・アンサンブル)



また、YouTubeに動画をUPしておりますのでぜひご覧ください。

- ▶ 労働基準法の基本～適正な労務管理のために～ 貫場恵子先生
<https://www.youtube.com/watch?v=qzJcMD50ZiA>

- ▶ 経営戦略としてのM&A～意外と身近なM&A～ (株)日本M&Aセンター
<https://youtu.be/e1afSOPHjR0>



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

新入職員紹介

林 雅昭

8月16日より、さくら税理士法人に入所いたしました、林雅昭と申します。

前職は開業税理士をしておりましたが、この度ご縁をいただき、さくら税理士法人の所属税理士となりました。税理士を志す前は実家の農業を手伝っており、トマトや稲などを作っていました。実家がトマト農家なら、トマトが食べ放題だと思うかもしれませんが、売り物にならないトマトだけが食べ放題です。あまり嬉しくはありません。

趣味は読書です。最近は紙ではなくて、電子書籍で本を読むことも増えてきました。スマートフォンで読んでいるのですが、片手でも問題なく読めるうえに、隙間時間を利用して読書できるので、非常に便利です。

至らぬ点からご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、1日でも早く皆様に貢献出来るように、精進して参りたいと思います。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



恥はかき捨て⑩ 休憩しながら仕事を続ける!

昭和46年4月関西学院の教学補佐に就任。以来53年。働き続けてきた。自分なりには頑張ったつもり。最近フルタイムでは疲れることがある。対策として、(可能な時は1～2時間)自室で休憩することにした。効果はテキメン。元気が復活。当分この線でいこうと思っている。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行